

平成26年度の審議の進め方 (メリハリある審議への取組)

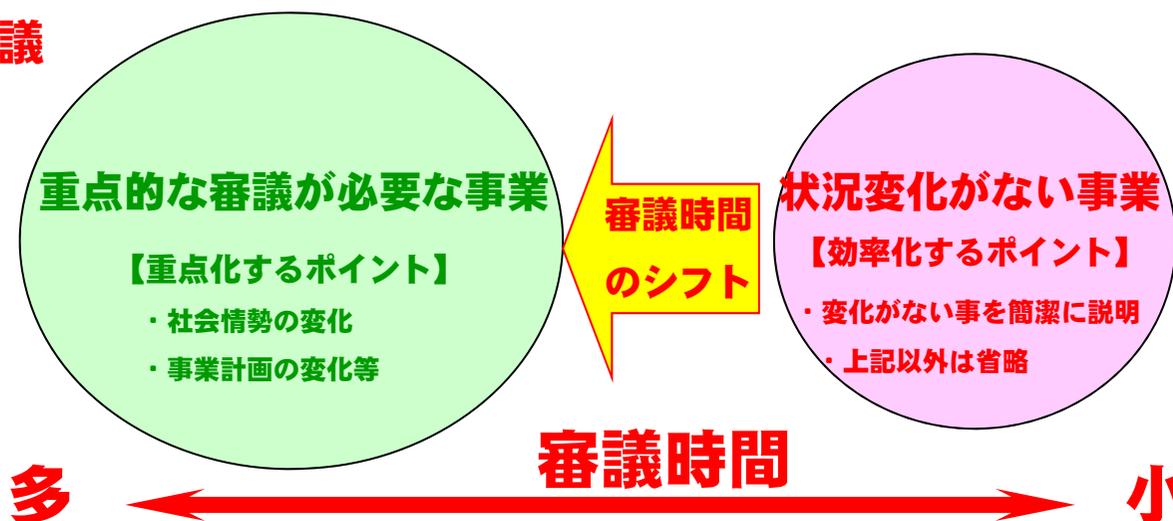
平成26年 7月 4日
国土交通省 中部地方整備局

重点的な審議に向けて(メリハリある審議)

【審議の重点化・効率化する理由】

- 平成22年度より、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上をはかるため、再評価実施サイクルを5年から3年に短縮(これまでに1サイクル経過)。
- サイクルが短くなったことで、年間の審議案件が増加し、1件にかけられる審議時間が短くなった。
 - ・事業計画等の変更など、重点的な審議が必要な事業について、十分な審議時間を確保する必要がある。
- このため、社会経済情勢等、変化が見られない事業において、審議の効率化を行い、変化があり「重点的な審議」が必要な事業に審議時間をシフトし、審議の充実を図る。

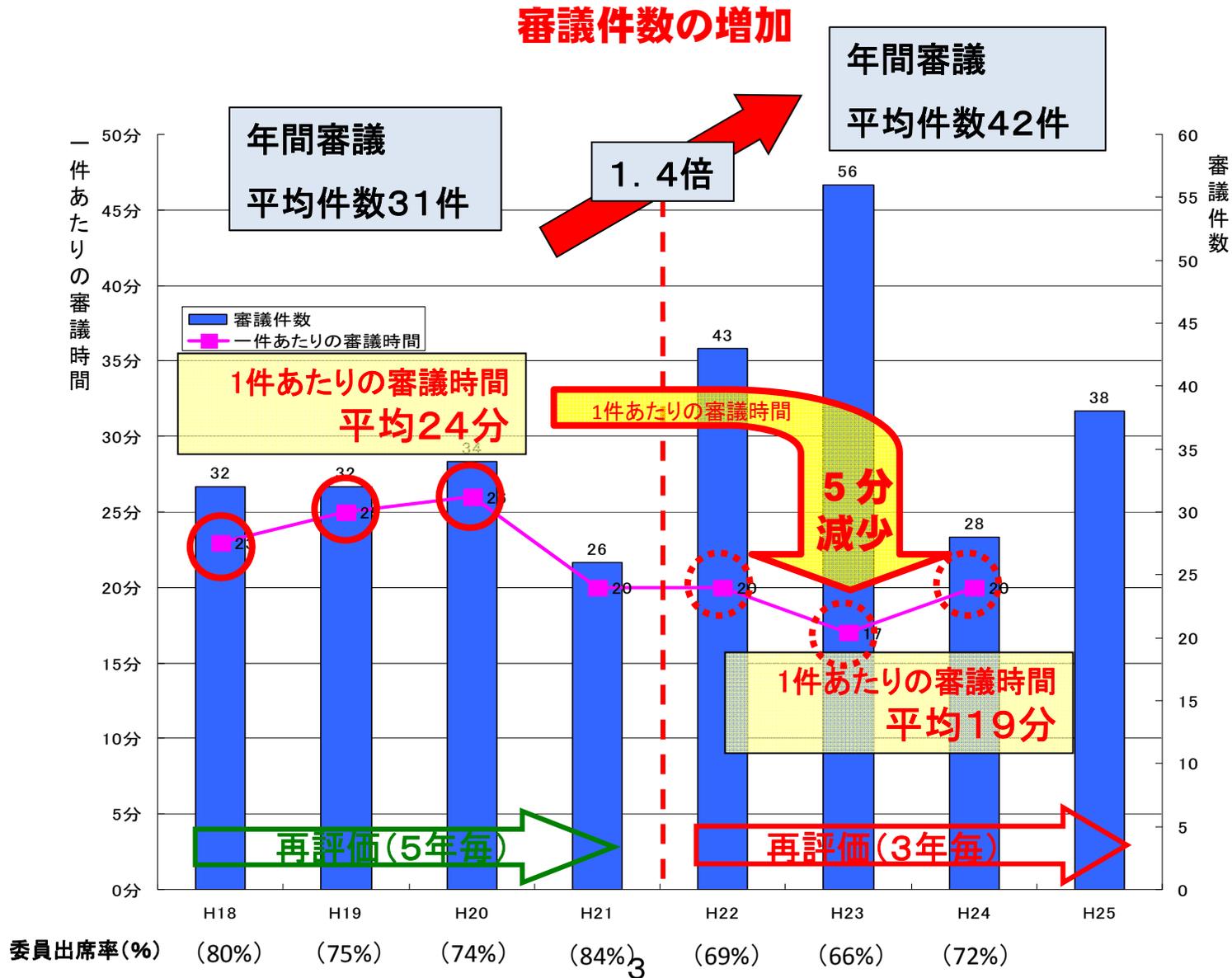
メリハリある審議



【費用対効果分析を合理化する理由】

- 事業を巡る社会経済情勢等の大きな変化がない場合等においても一律に費用対効果分析を実施しており、事業評価に係る費用が効果的に遣われていない。
- 事業再評価の意義に鑑みて、評価作業にかかるコスト等を考慮し、総合的な視点から評価作業の効率性の改善を図るため、費用対効果分析についても合理化を図る。

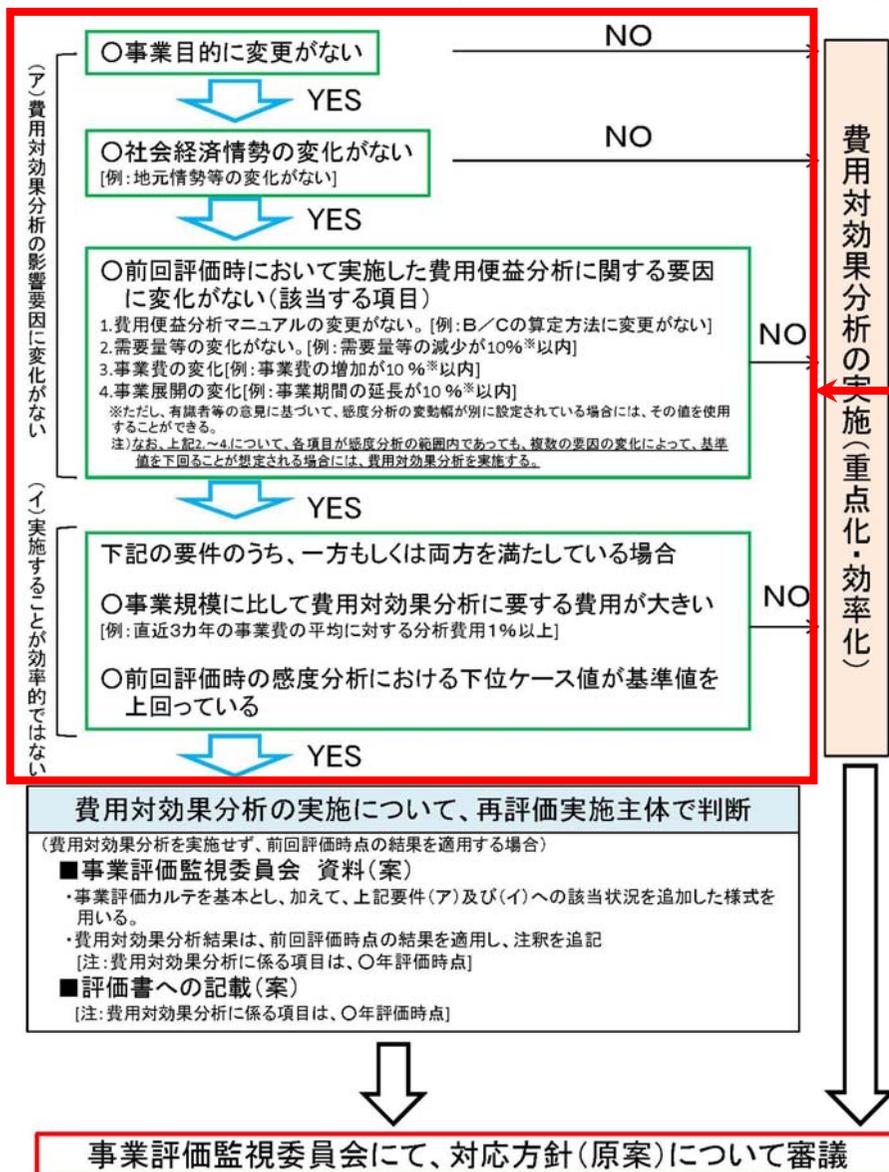
再評価に係る審議の状況



状況変化がない事業(費用対効果分析を実施しない事業)の判定について

【本省通達に基づくB/C算定の判定フロー】

※費用対効果分析の効率化については、2回以上連続して実施しない



「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領の運用について」
平成25年11月1日付 国官総第205号、国官技第165号

(主なポイント)

- 費用対効果分析を実施しないことができる運用を定めたところ
- 詳細については、下記の通り例を示すので事業評価監視委員会の意見を踏まえた上で適切に対応されたい

(例示: B/C算定の判定フロー参照)

【対応方針】 中部地方事業評価監視委員会

上記、本省通達を踏まえ費用対効果分析を実施しない運用について導入する。

- 導入時期 : H26年度より
- 運用(案) : 費用対効果分析実施判定票による

委員会の進め方等について

審議の重点化(効率化)に向けた審議区分

➤ 審議案件を 重点審議 ・ 一括審議 の2区分に整理

【審議区分の選定(案)】

■B/Cの算定を実施する事業については、重点審議とする。

■B/Cの算定をしない事業については、原則「一括審議」とする。

※なお、大規模事業など、代表的な事業については、「重点審議」とする。

※また、委員会からの求めがあった場合等、必要が生じた場合については、「重点審議」とする。

重点審議

- ・B/C算定する事業
- ・大規模、代表的な事業
- ・必要が生じた事業

(30分程度)

説明 : 5~15分

審議 : 10~20分

一括審議

- ・B/C算定をしない事業

説明 : 概略説明

審議 : 簡略

説明と資料の簡略化

凡例

┌───┐ : 大規模、代表的な事業、必要が生じた事業は重点審議とする。

委員会の進め方等について

平成26年度の審議等件数(予定)と一括審議による効果

➤ 年間審議総件数 47件 (予定) ※情勢等の変化により件数、審議区分が変更される場合があります。

【事後評価:事業完了後「5年以内」の事業】

■道路事業:1件 ■^{*}河川事業:1件 ■港湾事業:2件 計4件

※河川事業 : 河川、ダム、砂防、地すべり、海岸事業をいう

【報告:河川法に基づき学識経験者等から構成される委員会で審議(河川計画変更)を経た事業】

■河川事業:6件

【再評価:再評価実施後に「3年間」が経過した時点で継続中の事業】

■道路事業:16件 ■河川事業:18件 ■港湾事業:2件 ■公園事業:1件 計37件

審議区分の判定

重点審議 25件

■道路事業(11件) ■河川事業(11件)
■港湾事業(2件) ■公園事業1件

一括審議 12件

■河川事業:7件
■道路事業:5件

一括審議実施による効果

・1件あたりの審議時間の増加

既に取り組んでいる、一体説明・審議を併用する事で更なる効率化に取り組む(メリハリのある審議時間配分、委員会回数の減)

・費用対効果分析に関する費用の縮減

委員会の進め方等について

説明資料の構成 ・ 資料作成の効率化(簡素化)の方法

【重点審議事業の説明資料】

※全ての資料を作成し説明を行う。

1. 事業の概要

状況変化等の審議のポイントとなる点を重点的に説明

- ① 事業の目的
- ② 計画内容

2. 費用対効果分析

3. 評価の視点

- ① 事業の必要性等に関する視点
 - 1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
 - 2) 事業の投資効果
 - 3) 事業の進捗状況
- ② 事業の進捗の見込みの視点
- ③ コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

4. 県・政令市への意見聴取結果

5. 対応方針(原案)

【一括審議事業の説明資料】

※効率化のため以下の説明を簡潔に行う。

1. 事業の概要

社会情勢変化のないことや事業の必要性を簡潔に説明

- ① 事業の目的
- ② 計画内容
- ③ 事業の必要性等
 - ・ 投資の効果等
 - ・ 事業を巡る社会経済情勢等の変化
 - ・ 事業の進捗状況、進捗の見込みの視点

4. 県・政令市への意見聴取結果

5. 対応方針(原案)

※効率化のため説明は行わない。

必要に応じ、カルテを使用し説明

2. 費用対効果分析

- ③ コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点